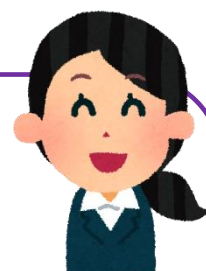


岡谷市成年後見支援センター

岡谷市成年後見支援センターでは、みなさんが地域で安心して暮らせるよう「成年後見制度」の活用のお手伝いをします。



例えば、こんなことで困ったら… ご相談ください。



- 成年後見制度について詳しく知りたい
- 物忘れや障がいがあり、お金の管理ができず、頼れる人もいない
- 介護や福祉サービスを利用したいが、内容が理解できず、自分で契約ができない



- 判断能力が低下してきて、悪質商法や特殊詐欺などの被害を受けている
- 自分のお金を知らないうちに誰かに使い込まれて困っている



- 障がいのある子を見守る親族がいなくなった後の将来が心配である
- 不動産の管理や相続の手続きができずに困っている

成年後見制度とは??

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が低下し、生活に必要な契約行為や財産管理を行うことが難しい方に対し、家庭裁判所が本人の意思を尊重しながら支援する人を選ぶことにより、本人を法律的に支援する制度で、次の2種類があります。

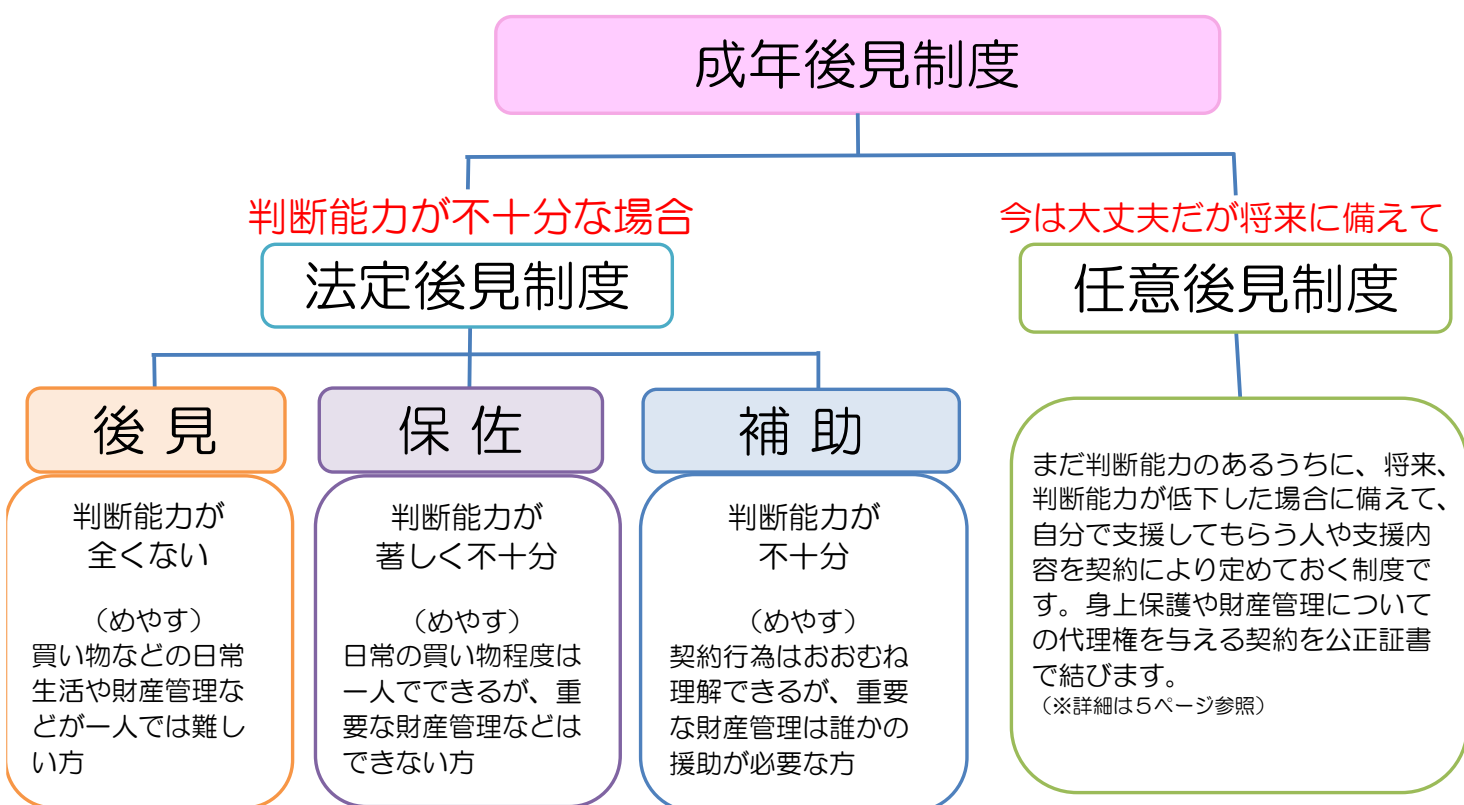
法定後見制度 すでに判断能力が低下してしまった方を支援する制度

任意後見制度 将来、判断能力が低下してしまった時に備える制度



成年後見制度の概要

親族等からの申立て書類等をもとに、家庭裁判所が本人の判断能力を判断し、「後見」・「保佐」・「補助」の中から本人にあった支援を決定します。（※申立て時に後見人等の候補者を立てることは可能ですが、最終的には家庭裁判所の審判に委ねられます。）



【法定後見の3類型】

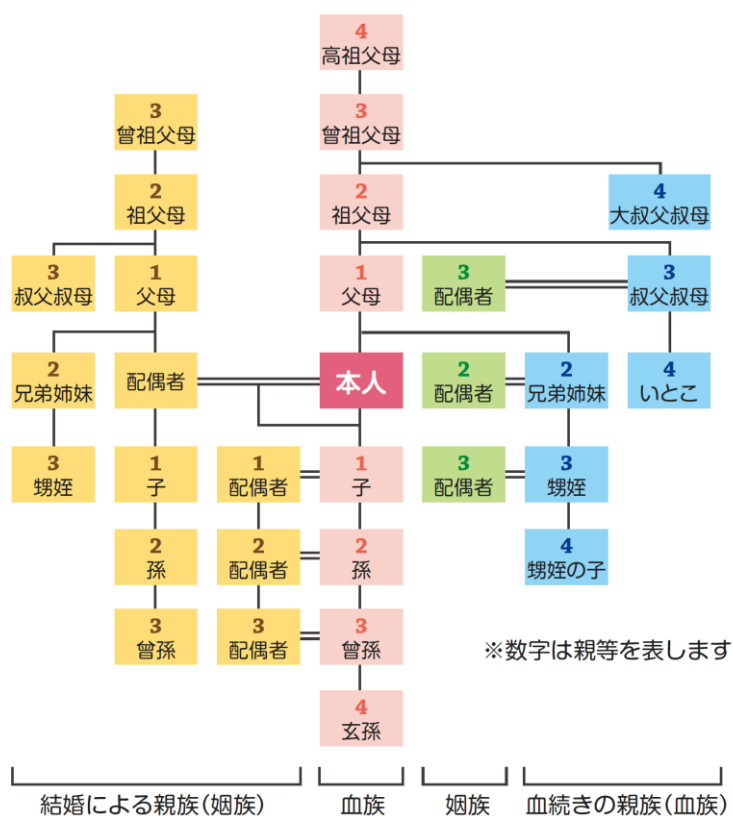
類 型		後 見	保 佐	補 助
申立てができる人		本人・配偶者・4親等内の親族、成年後見人等(他類型の支援者・監督人)、検察官 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長		
申立て時の本人の同意		不要	不要	必要
支援する人の名称		成年後見人	保佐人	補助人
同意権・ 取消権	支援する人が 与えられる権限	日常生活に関する行為以外 の行為	※民法第13条第1項所定の 行為及び申立ての範囲内で 家庭裁判所が定める特定の 法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判 所が定める特定の法律行為 (※民法第13条第1項所定 の行為の一部)
	本人の同意	不要	不要	必要
代理権	支援する人が 与えられる権限	財産に関するすべての法律 行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
	本人の同意	不要	必要	必要

同意権とは・・・本人が行った商品購入やサービス契約、住宅のリフォーム、保険の契約などの内容を確認し、問題がなければ同意する権限です。

取消権とは・・・悪質商法による契約など、本人が行った「不利益をもたらす契約」などを取り消す権限です。

代理権とは・・・介護・福祉サービス、施設入所、金融機関との取引などの契約を、本人に代わって行う権限です。

四親等の親族図



※民法第13条第1項で定められている法律行為

- ①預貯金の払戻・金銭の貸付
- ②金銭の借入・保証
- ③不動産等の重要な財産の権利の得喪
- ④民事訴訟行為
- ⑤贈与・和解・仲裁合意
- ⑥相続の承認・放棄・遺産分割
- ⑦贈与・遺贈の拒絶等
- ⑧新築・改築・増築・大修繕
- ⑨民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約



法定後見制度の流れ

申立て

家庭裁判所

- 申立人が本人の住所地（実際に住んでいる所）の家庭裁判所に申立ってます。
- 申立てには、書類や手数料などが必要です。
- ※必要書類は、家庭裁判所や当センターで取得するか、長野家庭裁判所ホームページでダウンロードも可能です。

申立てに必要な書類と金額（参考）

2024.10～

申立書	必要事項を記載したもの
申立手数料	800円（収入印紙） ※代理権・同意権の付与の申立ては各800円追加
登記の印紙代	2,600円（収入印紙）
郵便切手	5,050円（※500×5、110×20、50×3、10×20）
医師の診断書	5,000円～10,000円程度 ※医療機関ごとに異なります。
その他添付書類	戸籍謄本・住民票等（実費）
鑑定費用	医師による鑑定が必要となる場合があります。 鑑定費用は、5万～10万円程度。※家庭裁判所へ支払います。

申立て時に提出

調査・審問

- 家庭裁判所による、本人や申立人・後見人等候補者への調査や面接が行われます。
- ※本人の判断能力等を確認するために、家庭裁判所が必要と判断した場合は、医師による鑑定が行われます。

審判

成年後見人等

選任

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と支援内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。
- 申立てから審判までは約2～3ヵ月程度かかります。

通知

法定後見の開始

- 本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が通知されます。
- 後見人等が審判書を受け取ってから2週間経過した日に審判が確定します。→ **後見人等の仕事が始まります。**

※不服がある場合は、この2週間の間に不服申し立て（即時抗告）の手続きが可能です。

登記

東京法務局

- 審判の内容は東京法務局に登録されます。（戸籍には記載されません。）



※ 以下は、想定として、親族以外の第三者の専門職等の方が受任する場合です

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）ができること

身上保護（生活に関する支援）

- 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- 介護・福祉サービスや施設入所の契約、手続き
- 年金や社会保険の手続き

財産管理（金銭に関する支援）

- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利書などの財産管理・保管
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）ができないこと

- 本人の日用品の購入に対する同意・取消
- 食事や排せつの介助、送迎、病院への付き添い等の事実行為
- 結婚、離婚、養子縁組、子の認知、遺言に関すること
- 手術・延命治療等の医療行為への同意
- 身元保証人、身元引受人、入院保証人等
- 死後の葬儀や埋葬（※例外あり）

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の報酬額について

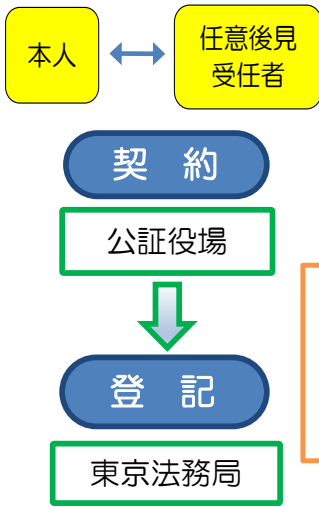
成年後見人等が受け取る報酬は、“本人の財産”や“支援内容”に応じて、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が決定します。（※原則、本人の財産から支払われます。）

報酬額の基準は法律では決まっていません。通常の後見等の事務を行った場合の報酬は、月額1万円～2万円程度と決定されることが多いようです。

※参考までに、家庭裁判所ホームページ「成年後見人等の報酬額について」などを参照ください。

任意後見制度の流れ

まず、将来の支援者（任意後見受任者）を決め、どのような支援を受けたいか相談し、委任する内容を決めます。
 ※同時に「任意代理契約」（事務委任契約等）を結ぶことで、判断能力があるうちから支援を受けることも可能です。



●「任意後見契約」を結ぶ
 本人と任意後見受任者で、最寄りの公証役場（全国どこでも可）にて契約を結びます（公正証書を作成）。この内容は、東京法務局に登録されます。
 ※本人の判断能力が不十分になった場合に、契約時に当事者間で合意した特定の法律行為の代理権にて支援をします。同意権・取消権はありません。

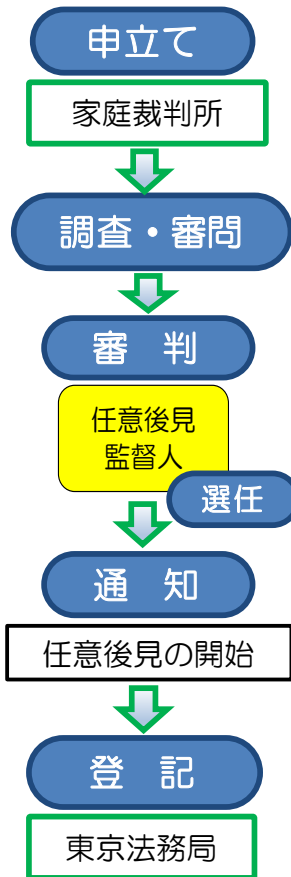
合計額を現金納付
 公証役場へ

任意後見契約に必要な書類と金額（参考）

公正証書作成の基本手数料	11,000円（1契約につき）
登記の嘱託手数料	1,400円（収入印紙代）
登記の印紙代	2,600円
その他	戸籍謄本、登記嘱託書郵送用の切手代、謄本の作成手数料、添付書類の発行にかかる費用など

「任意後見受任者」、「任意後見人」へ支払う報酬は、契約で定めた金額となります。

本人の判断能力の低下に伴い



●申立て
 申立て権者（本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者）が、本人の住所地（実際に住んでいる所）の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。
 ※必要書類は、家庭裁判所や当センターで取得するか、長野家庭裁判所ホームページでダウンロードも可能です。

申立て時に提出

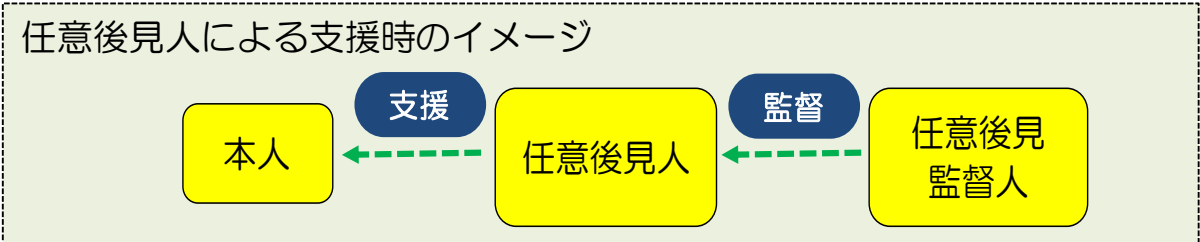
任意後見監督人選任に必要な書類と金額（参考）

申立書	必要事項を記載したもの
申立手数料	800円（収入印紙）
登記手数料	1,400円（収入印紙）
郵便切手	3,000円～5,000円程度
添付書類	任意後見契約公正証書の写し ※それ以外は「法定後見」と同じです。

「任意後見監督人」へ支払う報酬は、業務内容と本人の資産状況に応じて家庭裁判所が決定した金額となります。

「法定後見制度」と同様に、調査などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選び、東京法務局に登録されます。

※この時点で、任意後見受任者は、正式に任意後見人となります。



諏訪地域管轄の家庭裁判所・公証役場

法定後見制度の申立て、任意後見監督人選任の手続き

長野家庭裁判所 諏訪支部

〒392-0004 諏訪市諏訪1-24-22
電話：0266-52-9217



※東京方面から岡谷市方面へ向かう場合は、「諏訪一丁目」交差点は右折できませんので手前の「諏訪一・二丁目」交差点で右折してください。

任意後見契約、公正証書の手続き

諏訪公証役場

〒392-0026 諏訪市大手2-17-16 信濃ビル3階
電話：0266-53-4641



岡谷市成年後見支援センター

相談は無料です。職員が相談をお受けします。

電話 0266-24-2121 (FAX 0266-24-3555)

●月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 (土日、祝日、年末年始はお休みです)



〒394-0081 岡谷市長地権現町4-1 1-50

「おかや総合福祉センター」(諏訪湖ハイツ) 1階 岡谷市社会福祉協議会内

代表E-mail info@okaya-shakyo.or.jp

ホームページ <https://www.okaya-shakyo.or.jp/>

センター以外の相談機関

- 岡谷市役所 (障がい者: 社会福祉課、高齢者: 介護福祉課)
〒394-8510 岡谷市幸町8-1 電話: 0266-23-4811 (代表)
- 岡谷市地域包括支援センター (岡谷市役所介護福祉課内)
電話: 0266-23-2336 (直通)
- 諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」
〒392-0024 諏訪市小和田19-3 電話: 0266-54-7713

< 後見制度利用促進等の取り組みや見直しの状況 >

R6.10

後見等開始申立書等の書式に続き、令和7年4月からは、家庭裁判所に提出が求められる“後見等事務報告に関する書式”の統一が図られます。

また、国においては、“後見制度見直し”に向けた議論が進められています。